

富士見市公共工事前金払取扱要綱

平成 6 年 4 月 28 日
告示 第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富士見市会計規則(昭和 44 年規則第 4 号)第 51 条の 2 の規定による公共工事に要する経費の前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第 2 条 前金払の対象となる経費は、請負代金の金額が 1 件 130 万円以上の土木建築工事(土木建築に関する工事の設計、調査及び工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する費用とする。

(前金払の割合等)

第 3 条 前金払の金額は、請負代金の 10 分の 4 以内で市長が定める額とする。

2 前金払の金額は、5,000 万円を限度とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。ただし、工事の性質上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 継続費支弁の 2 年以上にわたる契約における前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。

4 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約請負額の総額に対してすることができる。

5 債務負担行為に基づく 2 年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に対してすることができる。

(前金払の請求等)

第 4 条 前金払を受けようとする者は、契約締結後、遅滞なく前金払請求書(様式第 1 号)に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の発行する保証証書を添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合には、同項の当該請求書を受領した日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金は、第 1 項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振込むものとする。

(前払金の変更)

第 5 条 工事内容の変更その他の理由により請負代金を増額又は減額したときは、富士見市建設工事請負契約約款(平成 9 年告示第 37 号。以下「約款」という。)の規定により精算するものとする。

(代理受領の禁止)

第 6 条 前金払を受ける工事請負契約に係る請負代金にあつては、約款第 42 条の規定にかかわらず、第三者による代理受領は認めないものとする。

(前払金の返還)

第 7 条 前払金の支払いを受けた者が次の各号の一に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 約款第 36 条の規定に反するとき。

- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 請負者の責に帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の前払金の返還は、市長の指定する期日までに行わなければならない。

(遅延利息)

第8条 市長は、前条第1項に該当する者が市長の指定する期日までに前払金の返還をしなかったときは、返還をする日までの遅延した期間について、返還すべき前払金に年3.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成6年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日告示第38号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第81号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月24日告示第183号)

この告示は、平成20年7月24日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第93号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月20日告示第194号)

この告示は、平成21年9月1日から施行する。